[Belles Fleurs フラワーデザインスクール、会員規約]

[名称及び所在地]

第1条 本スクールの名称・所在地は以下の通りです。

ときわ台本校・・・東京都板橋区前野町2丁目19番1号ACビル

・・・・東京都中央区銀座1丁目 20番 17号押谷ビル 2F

[運 営]

第2条 本スクールの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・クラブ諸費用、会員規約の制定・改廃 等の決定手続きを含む)は株式会社ベル・フルールが行います。

[入会資格]

- 第3条 ① 本スクールに入会できる方は、スクールの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます。)
 - ② 暴力団構成員及びメンバーの円滑なスクールライフに支障を来す可能性がある方、その他本スクールが不適当と認める方は、入会をお断りします。又これらの事象が判明した時点で退会していただきます。
 - ③ 本スクールに入会する方は、本スクール所定の入会申込書及び規約同意書を提出しなければなりません。

[入会手続]

第4条 本スクールに入会する方は所定の手続きを行い、本スクールの承認を得た上、定める会費・入会諸 費用をお支払いいただきます。尚、入会する本人が未成年の場合は、本人と保護者の連名で申込 み手続きをとらなければなりません。

[資格停止及び除名]

- 第5条 本スクールは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止又 は除名をすることができます。
 - 本スクールの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。 (除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます)
 - 二本スクールの施設を故意に毀損したとき。
 - 三 本規約、その他本スクールが定める規約に違反したとき。
 - 四 本スクールの名誉、信用を毀損し、又は秩序を乱したとき。
 - 五 入会書類に虚偽を記載したことが判明した時。
 - 六メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
 - 七伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
 - 八 その他スクールが社会通念に照らし、本スクールメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

[メンバーの資格の喪失]

第6条 メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格 を喪失した場合には、本スクールから貸与されている物品がある場合は速やかに返還して下さい。

〔会費等の支払〕

第7条 メンバーは、本スクールの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払い方法等は本スクールが定めるものとします。 尚、一旦納入した会費等は返還しません。(月会費は、メンバーが本スクールのメンバー資格を有する限り、現実に本スクールの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します)

〔施設利用料〕

第8条 メンバーは、本スクールを利用する場合、別途施設利用料を定める施設については、その定められた 施設利用料を支払わなければなりません。

[禁止行為]

- 第9条 メンバーは以下に掲げる行為を、本スクールの許可無しに行ってはなりません。
 - 一 ご自身以外の方の作品および教室内展示作品を、無断写真撮影等行う行為。
 - 二 本スクールで製作された作品を雑誌・インターネット(ブログ、SNS 含)に掲載すること。
 - 三 本スクールの授業内容を録音、ビデオ撮影する行為。
 - 四 本スクールのカリキュラム、レシピなどを複写転売をする行為。

[休会]

- 第9条 ①メンバーは、各月の10日(10日が日曜・祝日の場合翌営業日)までに本スクールに所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。本スクールの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
 - ②一回の届出による休会期間は1 ヶ月から6 ヶ月までとし、休会費は本スクールの定める金額とします。休会最終月の10 日までに休会期間の延長する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。(最長、1 回につき連続1 年間まで)

[メンバー種類の変更]

第10条 メンバーは各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本スクールの変更届けを提出することにより、翌月からメンバー種類を変更することができます。10日を過ぎた場合は、本スクールの事務手続き上、翌々月扱いになります。

[退会]

第11条 メンバーは、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに本スクールに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会が受けられません。10日を過ぎた場合は本スクールの事務手続き上、翌月末扱いになります。尚、本スクールが退会届を受領しない限り会費支払い義務は発生するものとします。

[休業]

第12条 本スクールは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。又、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スクールの都合により休業することがあります。尚、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。但し、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など、緊急の事態が発生した場合には、予め掲示することなく、一部又は全部の施設を休業することができるものとします。

[施設の廃止、利用期限]

- 第13条 本クラブは、次の事由により本スクールの一部または全部を閉鎖することができます。尚、この場合、メンバーに対する補償は致しません。
 - 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障がある とき。
 - 二 施設の改造又は補修工事のとき。
 - 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
 - 五 その他やむを得ない事由が発生したとき。

[メンバーの利用及び事故]

- 第14条 ① メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本スクールの施設を利用するものとします。
 - ② 本スクールは、メンバーが本スクールの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について 本スクールに故意または重過失がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本スクール内 外でのトラブルについても同様とします。

[変更事項]

第15条 メンバーは、住所又は連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届けるものとします。

〔諸費用〕

第16条 本スクールは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を 参考にして改定することができます。

〔細則〕

第17条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

[改定]

第18条 本規約の改定及び変更は本スクールにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在 籍する全てのメンバーに及ぶものとします。

〔附則〕

第19条 本規約は2008年7月1日より施行します。